

現 行	改 正 後
<p>3-2 業務関係 貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3-2-1 過剰貸付けの防止 法第13条第1項の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項について、適切に行われるよう促すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと。<u>これには、顧客に対して返済を拒否する等により債務額を維持するよう要請すること及び顧客の要請がないにもかかわらず包括契約の貸付限度額を引き上げることを含む。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>物的担保を徴求して貸付けを行おうとするときは、資金需要者の収入、事業計画、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況、その返済計画及び金利など当該貸付けの条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを調査し、その結果を書面に記録すること。なお、当該担保物件を換価せずに返済しうると認められない場合には、資金需要者が当該担保物件の換価の時期や換価後の生活方法について明確かつ具体的な認識を有していることを確認し、その内容も合わせて記録すること。保証人となろうとする者から物的担保を徴求する場合も、同様とする。</u></p> <p>(6) <u>保証人となろうとする者についても、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等について調査し、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力を書面に記録するとともに、その履行能力を超える保証を求めないこと。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>法第13条第2項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれ大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>(1) 契約の締結に際して、次に掲げる行為を行うこと。 ① ～ ⑤ （略）</p> <p>(2) ～ (8) （略）</p>	<p>(1) 契約の締結又は<u>変更</u>に際して、次に掲げる行為を行うこと。 ① ～ ⑤ （略） ⑥ <u>債務者が自らの便宜のために求める場合を除き、公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座からの自動振替を返済の方式として債務者に要請すること。</u></p> <p>(2) ～ (8) （略）</p>